

大和市会計年度任用職員の任用及び勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

大和市長 古谷田 力

大和市規則第14号

大和市会計年度任用職員の任用及び勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

大和市会計年度任用職員の任用及び勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年大和市規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表第3、第9号中「であって、6月以上の任期が定められ、又は6月以上継続勤務しているもの」及び「第12号及び第13号において同じ」を削り、同表に次のように加える。

16 会計年度任用職員（6月以上の任期が定められている者又は6月以上継続勤務している者（週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が47日以下であるものを除く。）に限る。）が、負傷又は疾病（前号に掲げる場合を除く。）のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	療 養 休 暇	1年度において、週ごとに勤務日が定められている会計年度任用職員にあつては別表第5に掲げる1週間の勤務日の日数に応じ、週以外の期間によって勤務日が定められている職員にあつては同表に掲げる1年度における勤務日の日数の区分に応じ、それぞれ同表に定める日数の範囲内において必要と認められる期間	医師の診断書
--	------------	--	--------

別表第3備考第5項中「特定休暇」の次に「及び1日以外の単位で使用した第16号の休暇」を加える。

別表第4第2号中「満9歳」を「満12歳」に改め、「であって、6月以上の任期が定められているもの又は6月以上継続勤務しているもの」を削り、「又は疾病」を「、疾病」に、「世話をを行う」を「世話若しくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして市長が定める事由に伴うその子の世話をを行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち市長が定めるものへの参加をする」に、「子の看護休暇」を「子

の看護等休暇」に改め、同表第3号中「であって、6月以上の任期が定められているもの又は6月以上継続勤務しているもの」を削り、同表第9号を削り、第10号を第9号とし、同表備考中第5項を削る。

別表第5中「別表第4第11号関係」を「別表第3第16号関係」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。